県有林包括業務委託事業（坂井地区）仕様書

県有林包括業務委託事業の具体的な内容については、受託者の技術・施業提案によるほか、本仕様書に定めるところによる。

１．委託の対象森林

坂井農林総合事務所管内における県有林

２．委託業務内容

（１）上記対象森林における県有林事業終了（分収造林契約満了）までの施業方針を策定するとともに、当面５年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定し、市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。

（２）森林経営計画に基づく、森林施業等を実施するとともに、実施に必要となる現場調査、現場監督を行うこと。

- 森林施業等の業務の遂行に当たり、土地所有者等への説明を行い、承諾を得ること。
- 法令等による規制がある場合は、その許認可等を受けるなど、関係機関等との調整を行うこと。
- 森林施業等の実施において補助事業等を活用する場合は、必要書類を作成の上、交付申請等を行うこと。

（３）森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

（４）上記対象森林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

主な委託業務

森林施業等業務	現場管理業務
・森林経営計画の策定、進捗管理 ・森林施業と路網整備の実施	・現場調査、現場監督 ・森林作業道等の維持、管理 ・巡視、施業境杭の保全

３．森林施業等業務

（１）森林経営計画の策定

- 契約締結後速やかに、技術・施業提案の内容等に基づき、森林経営計画を策定し、市町長等の認定を受けること。
- 委託区域内の県有林のうち下記の事業地については、森林経営計画を必ず更新すること。更新に当たっては、可能な限り県有林単独で、かつ区域計画で作成すること。なお、当面の間、間伐等の施業予定がない場合は、巡視等による森林の保全や管理を内容とした森林経営計画を作成すること。

- また、他の森林所有者または森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から共同による森林経営計画の作成の届出があった場合は、その申出に応じ、認定を受けること。

市町名	事業地名	認定番号	計画始期	計画終期	作成年度
坂井市	与河、豊原	210-05-303	令和５年４月１日	令和 10 年３月 31 日	令和９年度

（２）森林施業等作業

- 除伐、枝打ち、間伐および路網整備を下記に従い、適切に実施するものとし、進捗状況について様式１により毎月１０日までに報告すること。

（ア）作業基準

- 各作業の実施林齢の目安は次のとおりとする。
- ただし、林分を確認した上で作業が必要と判断される場合は、これに関わらず実施すること。

区分	除伐	枝打ち	保育間伐	間伐
実施林齢	13,18 年生	13 年生(2m 打) 20 年生(4m 打)	26,35 年生	45,60 年生

（イ）作業量および間伐材生産量

間伐、森林作業道の整備については、次の作業量および間伐材生産量以上を提案すること。

区分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	計
間伐	3ha	3ha	3ha	3ha	3ha	15ha
間伐材生産量	1,200m3					
森林作業道	2,300m					

（ウ）作業の仕様

- 間伐施業地は、施工前にプロット調査を実施し、胸高直径、樹高、成立本数等を県に報告（様式２により提出）するとともに、県の確認を受けること。
- 各作業に当たっては、別添の森林施業等作業の仕様および造林補助事業など補助事業等関係要領を厳守して実施すること。
- 各作業に当たっては、造林補助事業など国の補助事業等を積極的に活用すること。
- 各作業の実施に当たっては、広葉樹の稚樹を残すよう努めること。
- 委託区域以外で、隣接地等の土地の使用および支障木が生ずる場合には、必要な手続きを行い、対応すること。

（エ）各作業の特記事項

（ａ）間伐

- 原則、列状間伐で実施すること。（ただし、土地所有者の同意が得られない場所や、間伐後、獣害等で広葉樹が侵入できない場所など列状間伐が適さない場合は、事業地の状況に応じた伐採方法とする。）
- 県有林を核とした周辺森林との一体施業による間伐材の生産拡大と低コスト化、採算性の向上に努めること。
- 標準伐期齢以上については、木材販売収益の確保を図り、事業収支を考慮した効率的な木材生産に努めること。また、Ａ材からＣ材まで無駄のない利用に努めること。
- 市場ニーズや木材需要の関係で県が造材方法等を指定する場合は、それに従うこと。

（ｂ）森林作業道等

- 県の森林作業道作設指針および、林業専用道（規格相当）実施基準等に基づき、必要性・経済性を十分勘案の上、実施すること。
- 計画の段階で県と協議すること。

４．現場管理業務

（１）現場調査、現場監督

- 森林施業等を計画する際には、必ず事前に現地調査を実施すること。
- 森林施業等の実施に際しては、知識と経験を有する者が必ず現場監督として従事すること。

（２）森林作業道等の維持、管理

- 使用頻度の高い森林作業道等において、安全に通行するための草刈等の維持・管理を実施すること。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

（３）巡視、施業境杭の保全

- 巡視、施業境杭の保全に関する業務は次のとおりとする。

（ア）委託区域の巡視

- 現況の把握を行うこと。
- 盗伐、誤伐、その他の加害行為の防止に努めること。
- 火災、鳥獣害、病虫害および気象害その他の災害予防のための監視ならびに調査を行うこと。
- 不法投棄廃棄物等の監視を行うこと。

（イ）施業境杭の保全

- 施業境杭の保全、および標識類の維持管理を行うこと。

※上記（ア）（イ）の業務について、様式３により毎月１０日までに報告すること。
なお、緊急を要する内容については随時報告すること。

５．その他

（１）各年度業務の完了報告

- 各年度の３月３１日までに、様式４により報告すること。

（２）各年度業務の履行確認

- 各年度業務の完了報告後、業務の履行確認を受けること。

（３）次年度の業務内容の調整

- 次年度の業務内容については、９月末までに県と調整し、当年度における業務の進捗状況等を踏まえ、具体的な業務内容を確定させること。

（４）再委託

- 業務の実施は、原則、受注者自らが行うこととするが、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、県の承認を得て、業務の一部を他の事業者に再委託できるものとする。
- ただし、再委託を行う場合は、委託先が当該業務を実施するために必要な資格、許可および認定等を受けていることを確認すること。

（５）その他

- 間伐など伐採木の売払いを伴う施業において、伐採木の販売に係る契約の締結後に、当該事業地の施業に着手するものとする。
- 県が行う森林・林業・木材産業に関する研修会等のフィールド提供および研修会の開催、運営に協力すること。
- 県が行う土地所有者に対する分収造林契約の期間延長等に係る同意取得に協力すること。
- 契約締結後、業務内容を変更する必要が生じた場合は、県と協議の上、変更契約を締結すること。
- 県が受託者の計画する施業地において、その施業の必要がないと判断した場合や、計画地以外の事業地において施業が必要と判断する場合には、その指示に従うこと。
- この仕様書に定めのない事項については、その都度双方が協議して決定する。

（様式１）森林整備等進捗状況報告

年　　月　　日

森林整備等進捗状況報告

福井県　坂井農林総合事務所長　様

共同企業体名等
代表法人等名
代表法人等所在地
代表者職氏名

下記委託業務における、　　年　　月までの森林整備等の進捗状況について報告します。

記

１．委託業務名

福井県県有林包括業務委託　　委託区域：坂井農林総合事務所管内における県有林

２．森林整備等進捗状況　　（単位：ha、m、%）

区分	当該年度の計画量	施業等実施量			進捗率
		前月まで	今月分	計	
利用間伐					
主伐					
森林作業道					
保育間伐（除伐含む）					
枝打ち					
その他（　　）					

（様式２）間伐施業予定地の事前調査報告書

年　　月　　日

間伐施業予定地の事前調査報告書

福井県　坂井農林総合事務所長　様

共同企業体名等
代表法人等名
代表法人等所在地
代表者職氏名

下記委託業務における間伐施業予定地の事前調査結果を報告します。

記

１．委託業務名

福井県県有林包括業務委託　　委託区域：坂井農林総合事務所管内における県有林

２．間伐施業予定地

３．間伐面積および搬出予定材積量

４．プロット調査結果

プロット番号	プロット面積（m2）	樹種	成立本数	平均胸高直径（㎝）	平均樹高（m）	搬出予定材積（m3）			
							A材	B材	C材
1ha当たり									

５．添付書類

・森林施業等に係る同意書
・各プロット調査の結果（任意様式）

（様式３）巡視業務等実施状況報告書

年　　月　　日

巡視業務等実施状況報告書

福井県　坂井農林総合事務所長　様

共同企業体名等
代表法人等名
代表法人等所在地
代表者職氏名

下記委託業務における○年○月分の巡視業務等の実施状況について報告します。

記

１．委託業務名

福井県県有林包括業務委託（坂井地区）
　委託区域：坂井農林総合事務所管内における県有林

２．巡視業務等実施状況

実施日	業務区分	内容	備考

※業務区分は、「巡視」「施業境杭の保全」「その他」のいずれかを記入

（様式４）業務完了報告書

年　　月　　日

福井県　坂井農林総合事務所長　様

共同企業体名等
代表法人等名
代表法人等所在地
代表者職氏名

年度業務完了報告書

年　　月　　日に契約した下記委託業務について、別紙のとおり〇〇年度業務が完了したので報告します。

記

１．委託業務名

福井県県有林包括業務委託（坂井地区）

委託区域：坂井農林総合事務所管内における県有林

（別紙）**業務完了報告書**

１．事業量

事業区分			数　量	備　考
森林施業等業務	間伐	計画	箇所 ha m^3	
		実績	箇所 ha m^3	
	（うち列状）	計画	箇所 ha m^3	
		実績	箇所 ha m^3	
	主伐	計画	箇所 ha m^3	
		実績	箇所 ha m^3	
	森林作業道整備	計画	m	
		実績	m	
	枝打ち	計画	ha	
		実績	ha	
	その他保育	計画	ha	
		実績	ha	
現場管理業務		計画		
		実績		

注１　計画は当初契約書の事業量を記載すること。

２．事業費

事業区分			金額（円）	備　考
森林施業等業務	森林施業等	間伐		
		主伐		
		森林作業道整備		
		枝打ち		
		その他保育		
	その他	事務経費		
		森林経営計画作成経費		
現場管理業務				
計				

注１　事業費は消費税および地方消費税相当額を含まない金額で記入すること。

３．補助金等相当額

事業区分		金額（円）	備　考
森林施業等	間伐		
	森林作業道整備		
	枝打ち		
	その他保育		
	造林補助対象外の事業費		
計			

４．委託料（委託料＝事業費－補助金等相当額＋消費税および地方消費税相当額）

事業区分			金額（円）	備　考
森林施業等業務	森林施業等	間伐		
		主伐		
		森林作業道整備		
		枝打ち		
		その他保育		
	その他	事務経費		
		森林経営計画作成経費		
現場管理業務				
小計				
消費税および地方消費税相当額				
合計				

５．精算額の根拠資料

別添のとおり

【添付資料】

・事業箇所一覧表および図面（位置図：1/50,000 程度　施業図：1/5,000 程度）

・事業地毎および施業種毎の精算書

森林施業等作業の仕様

１．一般的事項

- 事業の実施にあたっては、関係法令等の規定を遵守するとともに作業員の危険防止および健康管理について細心の注意をもってあたること。
- 森林火災予防に万全を期すること。
- 仕様書の内容については、作業員に十分徹底するよう措置すること。
- 事業写真は、原則として、同位置で実施前、実施中および完成の状況が明らかに認められるものを整理保管すること。

２．保育施業

（ア）除伐

［実施林齢（目安)］１３年生（成立本数2,250本/ha)、１８年生（成立本数2,000本/ha)

［実施方法］

- 除伐木は、造林木の生育を阻害するものおよび今後の造林木の生育を阻害する恐れのあるものであって、将来、主林木となる見込がないものを伐採するものとする。
- 残存木を損傷しないように十分注意して伐採するものとする。
- 伐採の高さは地上５０㎝以内で伐採するものとする。
- 除伐木は、造林木等の生育及び林内の歩行に支障のないように林内整理するものとする。

（イ）枝打ち

［実施林齢（目安)］１３年生（枝打ち高２ｍ以上)、２０年生（枝打ち高４ｍ以上）

［実施方法］

- 枝打ち作業は、力枝以下の部分、力枝が明らかでない場合は、うっぺいを構成する部分より下の枝に対して行うものとする。
- 枝条を打ち落すときは、座(枝の付根の盛り上がり部分)のおよそ中央部から樹幹と平行に切り、切口の表面を平滑にし、死節を作らないように留意するものとする。
- 座が不明瞭のときは、樹幹に近接して平行に切るものとする。

（座のあるもの）



（座のないもの）



- 枝を切り落とす際は、樹幹、樹皮に傷を付けないよう注意する。

（ウ）保育間伐

［実施林齢（目安）］２６年生（成立本数1,600本/ha）、３５年生（成立本数1,280本/ha）

［実施方法］

- 間伐木は、被圧木、被害木、枯損木など適正な林分構成上、支障となるものを伐採するものとする。
- 残存木を損傷しないように十分注意して伐採するものとする。
- 伐採の高さは地上５０㎝以内で伐採するものとする。
- 路網が整備されているなど間伐木の搬出が可能な現場においては、積極的に材の利用に努めるものとする。
- 林内に残す間伐木は、造林木等の生育および林内の歩行に支障のないように林内整理するものとする。

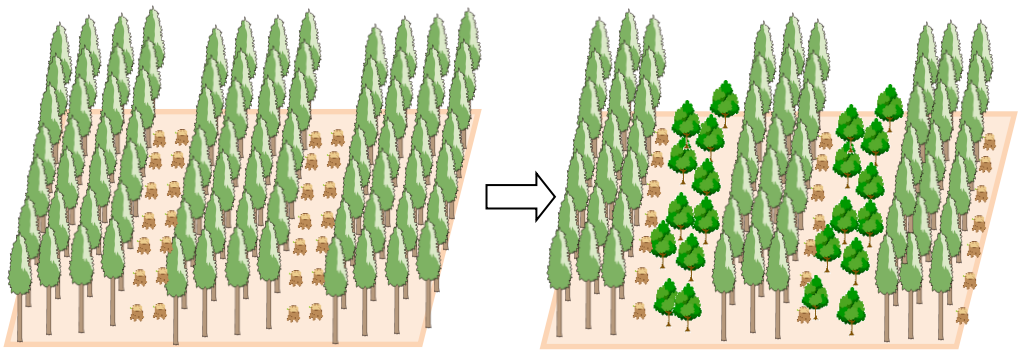
３．利用間伐

［実施林齢（目安）］４５年生（成立本数1,000本/ha）、６０年生（成立本数667本/ha）

［実施方法］

- 原則、列状間伐（列状伐採）で実施するものとする。（ただし、土地所有者の同意が得られない場所や、間伐後、獣害等で広葉樹が侵入できない場所など列状間伐が適さない場合は、事業地の状況に応じた伐採方法とする。）
- １回目の列状間伐（４残２伐）の伐採率は、３３％を標準とし、２回目の列状間伐（３残１伐）は２５％を標準とする。２回目間伐の伐採列は、１回目の伐採列と隣接する列を伐採し、針広混交林化の促進を図る。
- 保安林など伐採方法等に法令上の制限がある森林や、現場条件等により標準的な伐採方法が採用できない森林においては、県と協議し設定するものとする。

＜標準的な列状伐採の方法＞



４５年生
４残２伐［伐採率３３％］

６０年生
３残１伐［伐採率２５％］

- 伐採幅は、１ha 当たりの成立本数(※)と１列幅の伐採本数から下記により算出するものとする。

  伐採幅＝√［10,000m2÷1ha 当たり成立本数］×1 列幅の伐採本数

（例）1ha 当たり成立本数：1,000 本　　1 列幅の伐採本数：２本
伐採幅＝√［10,000m2÷1,000 本］×2 本＝6.3≒６m

- 残存木を損傷しないように十分注意して伐採するものとする。
- 造材寸法は、市場等を勘案し有利に販売できると見込まれるものとし、必要に応じて、県の指示を受けるものとする。

４．森林作業道等

［実施方法］

- 県の森林作業道作設指針および、林業専用道（規格相当）実施基準等に基づき、必要性・経済性を十分勘案の上、実施するものとする。
- 伐開幅は切取法肩、盛土法尻の外側 0.5～1.0ｍを標準とする。
- 切取土量が多い場合は、土砂流出のおそれのないところに捨土するか、土砂流出防止の適切な措置を取らなければならないものとする。
- 施工の経過については、写真（起点、終点、主な工作物等について施工前後、施工中の状況、使用機種等）により記録し、明らかにしておかなければならないものとする。
- 作業道完成後、測点杭を残置しておくことによって、記録し、明らかにしておかなければならないものとする。